

## 同志社大学政法会追悼文執筆者に関する細則

(目的)

第1条 同志社大学政法会追悼文執筆者に関する細則（以下、細則という。）は、同志社大学政法会弔意規程第5条の定めに基づき会報に掲載される追悼文の執筆者について定める。

(執筆者)

第2条 追悼文の執筆者は、原則として次の各号に定める者が執筆するものとする。

ただし、弔意対象者と特に親しい現職役員又は退任役員がある場合には、これらの方に依頼することができる。

- (1)会長（現職）が死亡したとき  
副会長（総務委員会担当）
- (2)副会長（現職）が死亡したとき  
会長
- (3)常務委員（現職）でかつ執行委員長職の者が死亡したとき  
所属執行委員会担当副会長
- (4)常務委員（現職）で執行委員長職以外の者が死亡したとき  
所属執行委員会委員長
- (5)委員（現職）が死亡したとき  
所属執行委員会委員長
- (6)監事（現職）が死亡したとき  
他の現職監事
- (7)会長・副会長・常務委員を退任した者が死亡したとき  
元会長及び元副会長については、会長  
元常務委員については、弔意対象者と親しい間柄の役員又は元役員
- (8)地域支部長又はその経験者が死亡したとき  
組織委員長
- (9)法学部教員で政法会活動に大きな貢献のあった者が死亡したとき  
会長

(文字数)

第3条 会報に掲載される追悼文の文字数は、500字を上限とする。

(改廃)

第4条 本細則の改廃は、常務委員会の意見を聞いた上、会長が決する。

附則 本細則は、2020年12月5日から施行する。